

(2) 土地利用に関する方針

ア 主要用途の整備方針

(ア) 住宅地

地域拠点等の主要な鉄道駅周辺においては中高層を中心とした住宅地とし、山の手や郊外部は低層を中心とした住宅地とするなど地区の特性に応じて用途、密度、形態等の適切な誘導を図る。特に、低層住宅地における良好な住環境を保全する必要がある場合や、中低層住宅地において高層建築物等の立地による住環境問題の発生を防止する場合は、地区計画や高度地区等を活用し、住環境の保全及び向上を図る。また、国道 43 号沿道においては、騒音の低減に資する沿道環境に配慮したまちなみの形成を図る。

また、安心して居住できる日常生活圏を形成するため、生活利便施設等の適切な配置に加え、家族による支え合いが期待できる隣居・近居等を促進する住宅政策との連携や在宅型の医療・介護サービス施設の適切な配置による地域包括ケアとの連携を図りつつ、用途地域の柔軟な変更等により、高齢者数の急増に対応した多様な建物用途の導入を図る。

これらの取組により居住地の更なる魅力の向上を図り、京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化する。

なお、拠点から離れた山麓や高台にある小規模住宅地等においては、今後人口減少に伴い空き家や空き地の発生が予想されるため、公共交通の状況や人口の動向を踏まえ、市街地の縮小に向けた検討を行う。

(イ) 商業・業務地

地域拠点や生活拠点において、各市町の中心市街地活性化の取組等により商業及び業務活動の利便性の増進を図るとともに、まちなか居住や交流の促進によりにぎわいの維持・創出を図る。

また、J R・阪急宝塚駅周辺やJ R三田駅周辺など容積率の高い建築物が密集する区域における防火地域又は準防火地域の指定による市街地の不燃化や、住居系用途地域に隣接する商業系用途地域など高容積率を利用した高層集合住宅等の立地が見込まれる区域における地区計画の指定等による新たな住環境問題の発生の防止、主要駅周辺など地域の玄関口となる区域における高度地区やまちなみ誘導型の地区計画の指定によるまちなみの形成等、地区の特性に応じた土地利用誘導を行う。

(ウ) 工業地

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部や主要な鉄道沿線及びインターチェンジ周辺等において、既存産業の一層の充実や新たな産業拠点の形成を図る。

臨海部の工場集積地においては、基幹産業の機能強化や新産業の立地を促進し、産業構造の変化・多様化にも対応できる工業地としての土地利用を維持する。

内陸部においては、周辺環境との調和に留意しつつ、充実した基幹道路ネットワークを生かし、北摂三田第二テクノパーク等の既存産業団地への産業立地の促進やインターチェンジ周辺等における新たな産業団地の形成を図る。

また、産業構造の変化により工場と住宅や商業施設との混在が生じている工業地においては、地区の将来像を踏まえ、特別用途地区や高度地区の活用により、

操業環境の保全又は住環境と操業環境それぞれに配慮した住工共存型の土地利用に向けた誘導を図る。

(エ) 流通業務地

既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、中国自動車道や新名神高速道路、阪神高速湾岸線のインターチェンジ周辺等の基盤整備が行われた区域において流通業務機能の集積を図る。

また、重要港湾である尼崎西宮芦屋港周辺において流通業務地を配置し、港湾物流機能の強化を図る。

イ 市街地において特に配慮すべき土地利用

(ア) オールドニュータウン等の住宅地の再生

昭和40年代から50年代の急激な都市の拡大に伴って開発された郊外の大規模住宅団地等においては、住民の高齢化や住宅・施設の老朽化が急速かつ一斉に進展するとともに、用途純化の考えに基づいた土地利用計画によって多様なニーズに対応できない状況もみられる。このような人口構成のひずみと住宅需要の低下による空き家の増加等による住環境の悪化を防止し、コミュニティの再構築や地域活力の維持・向上を図るため、明舞団地（神戸市・明石市）における取組をモデルとして、施設やまちのバリアフリー化、住み替えの促進、コミュニティ活動の場の確保、大学生等が住民とともに地域づくりを行う「域学連携」などの地域住民や事業者等によるエリアマネジメントを促進し、多世代が支え合い持続するまちへ再生する。

また、高齢者や子育て世帯のニーズに対応した住宅供給の促進や、徒歩圏内での医療・福祉、子育て支援、日常品販売等の施設の立地を誘導するため、用途地域等の柔軟かつ適切な変更を促進する。

(イ) 大規模集客施設の適正な立地誘導

都市構造に対して広域的に影響を及ぼす大規模集客施設については、拠点連携型都市構造の形成や周辺道路の交通量の変化等の都市機能に及ぼす影響に配慮しつつ、各市町の中心市街地活性化の取組や特別用途地区の指定と連携して、「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」と「広域土地利用プログラム」に基づき、隣接地域を含めた広域的な観点から適正な立地を誘導する。

特に、地域拠点等を大規模な集客施設の立地を誘導・許容する広域商業ゾーンに位置付けるとともに、その他の郊外部の幹線道路沿道等においては、特別用途地区等の活用により大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模開発については、地区計画等を活用しながら弾力的な土地利用を図る。

(ウ) 大規模工場の移転等に伴う土地利用転換への対応

大規模な工場の移転等が生じる場合には、「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」に基づく手続により、企業に地元市町の意見を反映させた適切な跡地利用を促し、都市機能との調和や地域産業の持続的な振興を図る。その際、跡地の土地利用の転換が見込まれ、その土地利用計画が具体化した場合には、用途地域の変更や再開発等促進区等都市計画法の特例制度の活用等により、

望ましい市街地環境へ誘導する。

ウ 市街化調整区域の土地利用

(ア) 優良な農地との健全な調和

農業を振興する区域として、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図る。

特に、三田市など地域北部における都市近郊農地を保全するとともに、都市部との連携を強化して地産地消等を促進し、農業振興や環境負荷の低減との調和を図る。

(イ) 地域の活力の維持に資するまちづくりの促進

厳しい土地利用規制の下で人口減少、少子高齢化等により活力が低下している地域もみられることから、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを実現する手法の一つとして、地区計画制度の活用を図るとともに、県が開発許可権を有する市町における特別指定区域制度の活用や、その他の市における同制度に準じた制度の創設等により、地域の活力の維持に資するまちづくりを促進する。

具体的には、都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域、隣接する市街化区域の工場等を拡張する必要がある地域などにおいて、地区計画制度等の活用により、地域自らのイニシアティブ(主導)によるまちづくりを的確に支援する。

大規模開発や公共公益施設の立地については、市街化区域内において行うことができないことや市街化調整区域内での位置及び規模の妥当性について相当の理由があり、かつ、都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないと認められる場合を除き、原則として抑制する。

(ウ) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域内で今後、計画的な整備、開発の見通しのある区域については、市町の土地利用計画等に位置付けられ、都市政策上真に必要な場合に限り、農林漁業との調整を図った上で保留フレームを活用することなどにより、適宜必要最低限の区域を市街化区域へ編入する。

(3) 市街地整備に関する方針

安全で安心な魅力ある拠点連携型都市づくりに向けて、都市計画法等の特例制度や各種支援制度を活用して民間投資を適切に誘導しながら地域の課題に応じた市街地整備・改善を推進する。なお、市街地開発事業の都市計画決定後、長期にわたって事業に着手していない施行区域については、その区域の廃止を含めた見直しを検討する。同様に、長期にわたって整備を中断している郊外ニュータウンについても、計画の廃止・縮小又は用途転換等の見直しの検討を促進する。

既成市街地内においては、公共団体が有する余剰施設等を含む既存ストックの有効活用や低未利用地の利活用を図るとともに、拠点の位置付けに応じた都市機能の強化・維持及び良好な住環境の形成等を図る。特に、公共施設の統廃合や大規模工場の移転に伴って生じた跡地等を有効活用し、不足する都市機能の立地誘導など適

切な土地利用転換を図る。

鉄道駅周辺の大規模工場の跡地など利便性の高い市街地内に残る低未利用地のうち都市基盤施設が未整備の地区については、土地区画整理事業等の面的整備事業により土地利用の増進を図るとともに、その実施とあわせて地区計画等を活用しながら目標とする市街地像へ適切に誘導する。

尼崎市の臨海部等にみられる密集市街地においては、住民との協働による道路、公園等の整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進めるなど地区の特性に応じた防災対策を推進し、安全で安心な市街地の形成を図る。

阪神芦屋駅・市役所周辺地区、宝塚駅前周辺地区、清和台地区（川西市）、日生中央駅周辺地区（猪名川町）等のユニバーサル社会づくり推進地区においては、ハード・ソフト両面から高齢者、障害者等の社会活動への参画等の促進を支援する。

なお、阪神間都市計画区域においては、都市再開発法に基づく「都市再開発の方針」、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく「防災街区整備方針」を定め、これらの方針に基づき適切な市街地整備を進める。

(4) 都市施設に関する方針

「阪神南地域社会基盤整備プログラム」及び「阪神北地域社会基盤整備プログラム」等に基づく効率的な都市基盤施設の整備や「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」等に基づく計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた修繕・更新を推進する。

また、長期未着手となっている都市計画道路や都市計画公園・緑地については、現況の整備状況や土地利用状況等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行う。

(4)-1 交通施設

都市機能の相互補完を行う地域内外の拠点間連携の強化と地域内の生活利便性の確保を図るため、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備や公共交通の充実を図る。

特に、名神高速道路、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道、阪神高速神戸線、同湾岸線、同北神戸線等からなる基幹道路ネットワークの一層の拡充を図るため、新名神高速道路の整備や名神湾岸連絡線の早期事業化に向けた取組を促進する。また、都市計画道路尼崎宝塚線など南北幹線の整備により道路ネットワークの円滑な利用を確保するとともに、阪神高速湾岸線のロードプライシング等により国道43号の沿道環境の改善を図る。

さらに、本地域においては、既に鉄道や路線バス等による密度の高い公共交通ネットワークが形成されているため、主要な鉄道駅舎のバリアフリー化、鉄道、バス、空港等の各交通機関の連絡の円滑化、超高齢社会に対応した歩行環境の改善、駐輪場や自転車レーンの整備等による自転車の通行環境の改善、阪急電鉄神戸線におけるアクセス性の向上に向けた西宮北口～武庫之荘間の新駅設置の検討等による公共交通の更なる利便性の向上を図る。

西宮市から猪名川町に至る北部地域の鉄道駅から遠い居住地においては、近隣の

拠点へアクセスする路線バスの維持を図るとともに、コミュニティバスやデマンド型交通の運行を支援するなど、地域の状況に応じた移動手段の確保を図り、拠点との連携を維持・確保する。

広域的な公共交通ネットワークの維持・確保にあたっては、地域内の市町や交通事業者からなる協議会等の取組により公共交通の利便性の向上を図る。

大阪国際空港については、関西国際空港及び神戸空港を加えた3空港の最大活用に向け、利用者利便の向上に向けた取組を推進する。

(4)-2 公園・緑地

生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区、風致地区の活用等により、六甲山系、北摂山系等の都市近郊に残る貴重な自然環境や優れた風致の保全を図るとともに、既成市街地に面する六甲山系南麓の斜面は、都市環境・景観の形成上重要な樹林帯として積極的に保全・育成・活用する。

市街地においては、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収、防災機能の向上や都市景観の形成等の多様な機能を勘案し、公園の整備や緑地の保全を図り、周辺の自然環境を含めた水と緑のネットワークを形成する。

特に、失われた自然環境の回復と創造により、魅力と活力のある都市の再生を目指す「尼崎 21 世紀の森構想」を先導する拠点的な緑地として尼崎の森中央緑地の整備を推進するとともに、広域レクリエーション需要に対応する県立甲山森林公園、県立一庫公園や防災機能を持つ県立有馬富士公園、県立西猪名公園等の既存施設の適正な維持管理及び利用促進を図る。

また、その他の公園・緑地を適正に配置しその整備を図るとともに、都市内の生産緑地地区等の農地や社寺林についても貴重な緑地空間と捉え、維持・保全に取り組むほか、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなかの緑の保全・創出を図り、特に緑の少ない都心部における緑化を促進する。

(4)-3 河川・下水道

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水・環境に配慮した河川改修を推進する。そのため、猪名川や武庫川等において、洪水等による浸水被害に対して、住民の安全・安心を確保する河川整備を計画的に推進するとともに、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る。

また、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づく流域下水道、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の整備、高度処理化及び適正な維持管理を図るとともに、都市部における雨水対策を推進する。また、尼崎運河においては、地域住民やNPO等と連携した水質浄化活動により水環境の改善に取り組む。

(4)-4 その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用を促進するなど持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

(5) 防災に関する方針

「兵庫県地域防災計画」との整合を図りつつ、災害時における都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化等や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進する。

特に、南海トラフ地震や上町断層帯地震等の大規模広域災害に対応するため、府県を超えた広域的な災害応急体制を確立するなど、大阪府下を含めた周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

また、人的被害を最小限に抑えるため、緊急気象情報や避難情報等に係る住民に対する防災情報提供システムの更なる充実等を図る。

ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、国道 43 号等を軸とした広域防災帯の整備や、広域防災拠点である阪神南広域防災拠点（今津浜公園）、有馬富士公園、西猪名公園・東久代運動公園^{ひがしくしろ}を核として地域防災拠点等を系統的に配置するとともに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路の設定など緊急輸送体制の確保を図る。

また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。

イ 都市の耐震化・不燃化等

地域の特性を勘案しつつ、民間住宅を含めた建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。特に、防災上重要な公共建築物、密集市街地や緊急輸送道路沿道の建築物、津波避難ビル、老人ホームなど災害時要援護者利用施設等の耐震化・不燃化を一層推進する。

また、造成宅地の滑動崩落や擁壁の倒壊等の地震時の宅地被害を防止するため、宅地の耐震性向上を図るとともに、上下水道等のライフラインの耐震化を推進する。

県や市町のハザードマップ等により浸水のおそれがあると指摘されている区域においては、被害の軽減を図るため、建築物の高床化や敷地のかさ上げ、電気設備等の高所への設置など建築物の耐水化を促進する。

ウ 発生頻度を踏まえた津波対策

近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」等に基づく計画的かつ重点的な津波対策を推進する。特に、最大クラスの津波等により甚大な浸水被害が想定される尼崎西宮芦屋港（レベル 2 津波水位：尼崎地区 T.P. +4.0m、西宮・今津地区 T.P. +3.7m、鳴尾地区 T.P. +3.7m）の全ての津波対策の早期完了を図る。

また、防潮堤を有する企業に対しては、津波による浸水想定区域や県が実施する防潮堤の耐震点検結果等に係る情報を提供するとともに、防潮堤の調査・点検や必要な対策を促進する。

さらに、「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（仮称）」に基づき、

住民の迅速・円滑な避難体制の整備を図る。特に、阪神地域では公共交通機関を利用した遠方からの通勤・通学者が多く、帰宅困難者の大量発生が予測されることから、行政、企業、鉄道事業者等の協働による帰宅困難者対策を推進する。

エ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

(ア) 総合的な治水対策

近年多発する局地的な集中豪雨等による浸水被害を防止、軽減するため、総合治水条例に基づき、猪名川や武庫川等の流域において、河川下水道対策に加え、ため池や水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源のかん養の必要性等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。

(イ) 土砂災害等の防止

市街地に面する六甲山系の南側斜面においては、土砂災害に対する市街地の安全性の向上と緑豊かな都市環境、景観等の創出やレクリエーションの場の提供を目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等を促進し、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

その他の山麓部においても、がけ崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、必要に応じ市街地の縮小についても検討を行う。

また、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」に基づき、治山ダムや砂防えん堤の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（間伐木を利用した土留工の設置）など「災害に強い森づくり」を推進する。

(6) 景観形成に関する方針

黒川地区をはじめとする集落と田園が一体となった里山を擁する六甲山系や北摂山系、武庫川や猪名川、大阪湾等の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、景観法や景観の形成等に関する条例（以下「景観条例」という。）等の活用により、甲陽園目神山や六麓荘等の古くからの戸建て住宅地やニュータウン等の緑豊かな住宅地、旧伊丹郷町の城下町や寺町（尼崎市）等の歴史的まちなみを有する地区、芦屋川沿岸等の眺望景観を形成する地区、阪急宝塚駅等の鉄道駅前や南芦屋浜等のウォーターフロントなど都市の顔となる地区等において、地区ごとの特性に応じた住民が誇りと愛着を持てる個性ある景観の形成を図る。

その他の地域においても、景観法や景観条例による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物条例による広告物の整序等により阪神地域にふさわしい景観誘導を行う。

また、明治から戦前にかけて数多く建てられた近代建築物等についても、優れた景観のシンボルとして保全・活用を図る。

さらに、公共施設等への県産木材の活用、道路等からの眺望に配慮した緑化の促進、無電柱化の推進等により、周辺環境と調和した阪神地域らしい景観を創出する。

(7) 地域の活性化に関する方針

阪神間モダニズムに代表される独自の市民文化の蓄積や個性的で魅力あふれる文教施設等の集積等を生かした回遊性のある都市型観光を推進する。また、県立芸術文化センターや宝塚大劇場から多彩な芸術文化の発信を続けるなど、芸術文化を通じた国内外の交流を促進する。

さらに、尼崎運河や河川を人々の憩いの空間として活用する「阪神なぎさ回廊プロジェクト」や「21世紀の尼崎運河再生プロジェクト」、北摂里山を保全・活用した「北摂里山博物館構想（地域まるごとミュージアム）」等の参画と協働の取組により地域の活性化を促進する。

5 主要な都市施設等の整備目標

(1) 土地利用に関する都市計画等の整備目標

計画的な市街化の見通しがある区域（特定保留区域）として、尼崎市東海岸町沖（^{ふなで}船出）地区において主に工業地の整備を図る。

(2) 都市施設等に関する整備目標

目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設等は次のとおりである。

ア 交通・港湾施設

・自動車専用道路等

路線名	事業場所	概要
新名神高速道路	大阪府境～中国自動車道（神戸ジャンクション）	新設 L=約 21.0km
名神湾岸連絡線	名神高速道路～阪神高速湾岸線	新設（計画の具体化） L=約 4km

・主要幹線道路

路線名	事業場所	概要
(国)176号〔名塩道路〕	西宮市山口町～西宮市生瀬町	バイパス等 L=約 6.7km
(主)大沢西宮線〔鷲林寺〕	西宮市鷲林寺	現道拡幅 L=約 0.5km
(都)尼崎宝塚線〔阪急立体〕	尼崎市南武庫之荘～武庫町	現道拡幅・立体交差 L=約 0.6km
(都)尼崎宝塚線〔山田〕	伊丹市山田	現道拡幅 L=約 0.6km
(都)尼崎宝塚線〔小浜南〕	宝塚市安倉西	現道拡幅 L=約 0.4km
(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎〕	尼崎市西本町～昭和通	現道拡幅 L=約 0.7km
(主)塩瀬宝塚線〔切畑〕	宝塚市切畑～玉瀬	現道拡幅 L=約 3.1km
(主)塩瀬宝塚線〔境野〕	宝塚市境野	現道拡幅 L=約 0.4km
(主)三田西インター線〔溝口〕	三田市溝口～長坂	バイパス L=約 0.9km
(主)三田後川上線〔下槻瀬〕	三田市下槻瀬～木器	現道拡幅 L=約 0.7km

・駅前広場

駅名	事業場所	概要
J R 芦屋駅（南側）	芦屋市業平町	A=約 5,600 m ²
阪神電鉄本線鳴尾駅（北側）	西宮市里中町3丁目	A=約 1,200 m ²

・鉄道との立体交差

路線名	事業場所	概要
阪神電鉄本線〔鳴尾駅付近〕	西宮市里中町	連続立体交差 L=約 1.9km

・港湾関連

港湾名	事業場所	概要
尼崎西宮芦屋港〔扇町地区〕	尼崎市扇町	緑地（第3工区） A=約 10.2ha

イ 緑地

名称	事業場所	概要
尼崎の森中央緑地	尼崎市扇町	都市緑地（第2工区） A=約 12.3ha

ウ 河川

名称	箇所	概要
(二)武庫川〔下流工区〕	尼崎市、西宮市	河川改修 L=約 9.0km
(二)武庫川〔下流工区〕	宝塚市 他	河川改修 L=約 9.4km
(二)武庫川 〔武田尾工区〕	宝塚市 他	河川改修 L=約 0.8km
(一)庄下川	尼崎市	高潮対策 L=約 4.2km 河川改修 L=約 3.1km
(二)洗戎川 〔水門・排水機場〕	西宮市浜町	高潮対策・津波対策 L=約 0.3km 水門、排水機場
(二)新川・東川 〔水門・統合排水機場〕	西宮市今津西浜町	高潮対策・津波対策 水門、統合排水機場
(二)津門川	西宮市	河川改修 L=約 1.4km 地下貯留管
(二)天王寺川・天神川	宝塚市、伊丹市	河川改修 L=約 2.3km
(二)大堀川	宝塚市向月町 他	河川改修 L=約 1.2km
(二)荒神川	宝塚市宮の町 他	河川改修 L=約 1.0km
(二)波豆川	宝塚市、三田市	河川改修 L=約 1.0km
(一)猪名川〔中流工区〕	川西市	河川改修 L=約 3.0km
(二)山田川	三田市香下	河川改修 L=約 1.9km
(二)相野川	三田市下相野	河川改修 L=約 1.4km

参考図

